

岩手県告示第20号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関の指定に係る事業者の主たる事務所及び事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和7年1月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 訪問看護

居宅介護事業者			居宅介護事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地		
	変更前	変更後		変更前	変更後	
一般社団法人 しずくいし訪問看護ステーション	岩手郡雫石町万田渡77番地2 雫石診療所 医師住宅 B棟	岩手郡雫石町万田渡74番地1	しずくいし訪問看護ステーション心	岩手郡雫石町万田渡77番地2 雫石診療所 医師住宅 B棟	岩手郡雫石町万田渡74番地1	令和6年2月1日

2 介護予防訪問看護

介護予防事業者			介護予防事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地		
	変更前	変更後		変更前	変更後	
一般社団法人 しずくいし訪問看護ステーション	岩手郡雫石町万田渡77番地2 雫石診療所 医師住宅 B棟	岩手郡雫石町万田渡74番地1	しずくいし訪問看護ステーション心	岩手郡雫石町万田渡77番地2 雫石診療所 医師住宅 B棟	岩手郡雫石町万田渡74番地1	令和6年2月1日